

再公示：次の案件については、7月25日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号：180228

国名：フィリピン

担当：社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名：バンサモロ包括的能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年10月上旬から2018年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 25M/M、現地 0. 47M/M、合計 1. 72M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 19日 | 14日 | 6日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年9月12日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年9月28日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

| | |
|----------|------------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国/類似地域 | フィリピン/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピン国の南部に位置するミンダナオ島は面積 10.2 万平方キロ、人口約 2,200 万人（2010 年統計）の島嶼である。南西部・中部ミンダナオでは、40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えている。

1990 年、ムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）が発足し、1996 年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、1984 年に MNLF から分離したモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で武力衝突が繰り返されてきたが、2001 年にフィリピン政府と MILF との間にて和平交渉が開始され、「トリポリ協定」が締結された。さらに、2012 年 10 月、フィリピン政府・MILF 双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名された。同合意に基づき、2013 年から 3 年間を移行期間として、バンサモロ移行委員会（Bangsamoro Transition Commission、以下 BTC）の設置、同委員会による新自治政府設立のための基本法の策定、暫定自治政府の設立、ARMM 政府の廃止を経て、2016 年に新自治政府が設立されることとされた。

JICA は、フィリピン政府の要請を受けて、2013 年 7 月～2016 年 7 月を協力期間として、バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（以下、プロジェクト）を開始し、新自治政府の体制・制度構築、当該地域住民の意向に即した地域開発計画の早急な策定、新自治政府による住民の期待にこたえる効果的な行政サービスの提供、新自治政府設立に向けた行政官の育成、経済開発や生計向上等各種支援を実施してきた。また、2015 年 2 月には、それまでの協力の実績と成果を確認し、PDM の内容を整理することを目的として中間レビュー調査を実施した。

一方、2015 年初頭以降の治安・政治情勢の変化を受けて、2016 年 6 月に退陣したアキノ政権の下では自治政府は樹立されなかったため、プロジェクト期間を 2019 年 7 月まで延長した。また、それまでの協力実績や成果等を総括するため、2017 年 7 月に第二回中間レビューを実施した。さらに、2017 年 5 月に発生したマラウィ危機とそれに伴う戒厳令の発出、その後の期限の延期による渡航制限によりプロジェクトの進捗に影響があったことから、2018 年 3 月までに PDM の見直しを行った。

2018 年 6 月にはそれまで遅延していたバンサモロ基本法（BOL）が上下院で通過し、2018 年 7 月末に大統領署名、12 月頃の住民投票（BOL の承認及び新自治政府に編集される地域の確定）、が見込まれている。住民投票で BOL が承認されると、バンサモロ暫定統治機構（BTA）が発足し、ARMM が解消されるなど状況が大きく変化すると見込まれていることから、それまでにこれまでの成果を整理する必要がある。

今回実施する終了時評価調査は、政治状況の変化及び 2019 年 7 月の終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果、インパクトを評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くとともに、BTA が予定どおり設立されることを想定した場合の PDM 内容や活動の整理を行うこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本技術協力プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。評価にあたっては、紛争影響地域である現地の流動的な状況を踏まえ、現地ニーズの変遷を踏まえたこれまでの支援の妥当性を検討するとともに、紛争予防の観点からの評価を行う。なお、プロジェクト実施地域の治安状況に鑑み、本終了時評価は、本邦での TV 会議等による協議及び現地調査時にマニラ及びその他サイト（受注者と協議のうえ確定予定。以下、「マニラ等」という。）において C/P 等関係者や長期専門家を招聘して実施するものとする。

本業務従事者の現地調査に先行及び並行して、本プロジェクトにおいて、プロジェクト及び一部ローカルリソースによるプロジェクト関係者へのヒアリングを実施する。本業務従事者は、事前に同ヒアリングをレビューした上で、本邦やマニラにて現地専門家や C/P 等と協議を行う。本業務従事者は、事前ヒアリングに不足がある場合には、ヒアリングすべき内容を質問票形式で整理し、プロジェクトに提供する。これらヒアリングの内容と協議を照らし合わせ、評価分析を実施するものとする。なお、JICA 事業評価における紛争影響国・地域での留意点について、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内作業期間 (2018 年 10 月上旬～11 月上旬)

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、月報、活動実績資料、PNA 調査報告書、中間レビュー報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。特に、本プロジェクトは、C/P を取り巻く流動的な状況変化に合わせて投入計画を修正しているため、専門家の活動報告などから現地の状況変化と「投入」・「活動」実績の関連性を十分整理すること。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、評価デザイン（案）を検討し、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他先方関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④プロジェクト及び一部ローカルリソースによるプロジェクトのヒアリング（10 月上旬を目途に共有）をレビューし、必要に応じてプロジェクト及びローカルリソースを通じて追加のヒアリングを行う。
- ⑤プロジェクト実施地域の治安状況に鑑み、本来現地で行う C/P 等関係者や長期専門家へのヒアリング等を TV 会議等により行い、現地調査前段階のものとして、プロジェクト実績の貢献・阻害要因の抽出、評価 5 項目の観点からの評価を行う。面会予約等会議のアレンジは JICA フィリピン事務所及びプロジェクトチームが本業務従事者と調整して行う。
- ⑥評価報告書（英文）の現地調査前段階の案を作成する。
- ⑦対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2018 年 11 月中旬～12 月上旬)

- ①プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ②事前に収集されたデータ等に基づき、プロジェクト関係者と自己評価の内容等を確認する。また、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及び先方 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑤調査結果や他団員及び先方 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要がある場合は PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。特に BTA が予定どおり設立されることを想定した場合の PDM 内容や活動の整理を行う。
- ⑥評価報告書（案）（英文）（評価調査結果要約表（案）（英文）を含む）に関する協議に参加し担当分野の説明（プレゼンテーション）を行うとともに、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果のプロジェクト専門家、JICA フィリピン事務所、C/P 等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年12月上旬)

- ①プロジェクト開始からこれまでの政治状況及びそれに対するプロジェクトの変遷、PDM の変遷を整理する。
- ②評価調査結果要約表(案)(和文)を作成する。
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ④上記(3)①を含めた担当分野の終了時評価報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 評価報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価報告書(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。

航空経路は、成田/羽田⇄マニラを標準とします。

なお、フィリピンの国内移動が発生する場合は現物支給となるため、契約に含めないこと。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年11月中旬から下旬を予定しています。

現地業務では、現地の治安の関係上、マニラで実施予定です。なお、ミンダナオにおいて住民投票が年末に向け予定(時期未定)されていることから、住民投票の時期によってはC/Pをマニラに招へいできない可能性もあることから現地調査時期を調整する可能性があります。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／平和構築(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)

JICAからの団員は本業務従事者が現地業務を行っている期間又は一部先行する形でプロジェクト実施地域(コタバト等)に渡航する可能性があります。本業務従事者については、コタバトへの渡航は想定していません。

- ③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 国内移動
必要に応じてマニラからのフライト等活動に必要な国内移動の提供
- ウ) 宿舎手配
あり(マニラ)(但し、宿泊料は契約に含まれます)

- エ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- オ) 通訳備上
なし（英語での業務が可能のため）
- カ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査の面会予約及び長期専門家及びC/Pの同行

(2) 参考資料

①本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に以下のとおり記載してメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

②本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（TEL:03-5226-8124）に照会後、電子データにて配布する。

- ・ 中間レビュー報告書（2回分）
- ・ 業務進捗報告書（抜粋）
- ・ R/D及びMOU
- ・ 地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）ミンダナオ情報収集・確認調査報告書
- ・ PNAマニュアル（紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNAの実践 - ）
- ・ バンサモロ基本法案

③本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・ プロジェクト概要（<http://www.jica.go.jp/project/philippines/009/index.html>）
- ・ プロジェクト基本情報
（<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/013fdec451a10fbe49257bec0079d9f7?OpenDocument>）
- ・ PNAマニュアル（紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNAの実践 - ）
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq00001wwbqx-att/PNA_manual.pdf）
- ・ 基本法関連情報（<https://peace.gov.ph/bangsamoro-basic-law/>）

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省

「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上